

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

7月の行事予定

1(月)	青年部会SKT連絡会議	19:00	三軒茶屋瞬彩
2(火)	第5支部ダイエット講習会	11:00	清水呉服店B1
3(水)	ゴルフ同好会コンペ	8:00	レイアウトゴルフクラブ
4(木)	第9支部全体会議	18:00	ワールド1(ASA用賀)
5(金)	★決算法人説明会 税制委員会	13:30 18:30	玉川税務署 昇八
8(月)	研修委員会	18:00	法人会事務局
9(火)	第3支部研修・交流会 第2支部役員会	18:30 19:00	トリアリア 073 豊島工務店
10(水)	総務委員会	18:00	法人会事務局
12(金)	★第10・11支部ダブル研修会 第5支部会員交流会	18:00 19:00	横浜ダイナミックシステムズ 居酒屋 稲田
15(月)	【たまでんBOARD9月号(7・8月分)稿締め切り】		
16(火)	第5支部ダイエット講習会	11:00	清水呉服店B1
17(水)	正副会長会議 常任理事会 理事会 ワイン研究同好会	13:30 14:00 15:00 18:30	 玉川区民会館二子玉川庁舎 PIZZA MAFIA TOKYO
19(金)	税制委員会 広報委員会	18:30 18:00	法人会事務局 ポアンテアビューロ
20(土)	第6支部 町内防災訓練	15:00	二子玉川小学校
23(火)	税制研究会	17:00	玉川町会会館
24(水)	厚生委員会	18:00	ポアンテアビューロ
24(水)・25(木)	★第9・10支部 サマーステージ 31	17:00	用賀くすの木公園
26(金)	★第6支部 二子玉川盆踊り大会	17:00	246号バypass高架下
27(土)	同上	17:30	246号バypass高架下
27(土)・28(日)	★第7支部 瀬田盆踊り	17:00	瀬田小学校
30(火)	玉川税務署新任幹部との名刺交換会	18:00	玉川区民会館二子玉川庁舎

7月・8月・9月の行事予定は6月20日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

8月の行事予定

1(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
5(月)	女性部会役員会 女性部会幹事会	11:00 13:30	玉川区民会館 二子玉川庁舎 玉川区民会館 二子玉川庁舎
15(水)	【たまでんBOARD9月号原稿締め切り】		
20(火)	広報委員会	18:00	法人会事務局
22(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
26(月)	第2支部 世界をめぐる7ヶ月勉強会	18:30	御根岸商店

9月の行事予定

1(日)	★和太鼓コンサート	16:00	駒澤大学深沢キャンパス 120周年アカデミーホール
4(水)	第1・4・6・7・8支部合同研修会	15:00	デイトールズ
5(木)	★決算法人説明会 第6・8支部 女性部会合同研修会	13:30 18:00	玉川税務署 東京湾屋形船
11(水)	第6・8支部 合同研修会	18:00	丸三証券セミナールーム
12(木)	正副会長会議 理事会	14:30 15:00	法人会事務局 玉川税務署
15(日)	【たまでんBOARD11月号(8・9月分)稿締め切り】		
18(水)	絵はがきコンクール実行委員会	13:30	法人会事務局
20(金)	広報委員会 tamagawa絆プロジェクト	18:00 18:00	法人会事務局 二子玉川IC東急

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局 ●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/>
玉川法人会 検索

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

元年 7月分の源泉所得税の納付期限	元年 8月 13日 (火)
元年 5月決算法人の確定申告期限・納付期限	元年 7月 31日 (水)
元年 11月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	元年 7月 31日 (水)
消費税の中間申告期限・納付期限	元年 7月 31日 (水)
元年 8月決算法人の第3四半期分、元年 11月決算法人の半期分・第2四半期分、2年 2月決算法人の第1四半期分	
元年 8月分の源泉所得税の納付期限	元年 9月 10日 (火)
元年 6月決算法人の確定申告期限・納付期限	元年 9月 2日 (月)
元年 12月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	元年 9月 2日 (月)
消費税の中間申告期限・納付期限	元年 9月 2日 (月)
元年 9月決算法人の第3四半期分、元年 12月決算法人の半期分・第2四半期分、2年 3月決算法人の第1四半期分	

消費税の
期限内納付を
お願いいたします。

委員会・支部 活動報告

第1支部

第17回奥沢駅前音楽祭

日時 5月19日(日) 11:00～
場所 奥沢駅前広場
参加数 約3000名
(会員21名 法人会ブース一般300名)

奥沢駅前音楽祭で法人会のブースを設け、恒例の税金クイズと持ち寄りバザーを実施しました。

バンドのお仲間と音楽祭にも毎年参加され、音楽祭の幹事として大活躍されていた森下隆理事(第1支部副支部長)が昨年11月に急逝され、その笑顔に会えなくなったことは本当に淋しい事でした。故 森下隆さんが参加されていたハードロックX'ROADSは今年も音楽祭に出演し、「森下さん追悼ライブ」と称し、涙を交えながらも元気に演奏していました。



それでも今年も晴天のもと、ロックだけ! イエーッ!!

たくさんの方に税金クイズに参加していただきました。行列ができるほどの賑わいで、参加者にプレゼントする花鉢100個・手作りキャンディレイ100本は3時間弱で品切れになりました。バザーの売り上げは社会福祉協議会に寄付することができました。

さて、今回のクイズの中の一問。『今の日本にある税金は?①アン税②トン税③ピン税』正答できますか? …………… 答:②のトン税です

(第1支部長 井上 俊治、広報委員 早川 晴恵)



今年も盛り上がりました

第2支部

地域と経営の未来を創る第2支部 後見人セミナー～成年後見制度とは～

日時 4月15日(月) 18:00～20:00
場所 あおぞら銀行
ファイナンシャルオアシス自由が丘
講師 司法書士 ^{かたぎ いちろう} 檜 一郎 様
(一般社団法人 女性FP相続サポート協会 顧問)
参加数 15名(会員13名 非会員2名)

人生100年時代を見据えた私たちが避けて通れない認知症に対する不安のない未来を生きるために知っておきたい知識、成年後見制度についてのセミナーを行いました。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、当該本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度で、任意後見制度と成年後見制度の2

種類があります。

① 判断能力に問題の無いうちに、将来の不安に備えてできることをしようとしている方
任意後見制度(本人の判断能力が不十分になる前)→将来、判断能力が不十分となった場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決める後見のこと。

本人の判断能力が低下するまでは、任意後見契約は開始しないため、任意後見契約発効の前後の対策として、同時に締結される契約がいくつかあります。継続的見守り契約、財産管理等委任契約、死後事務委任契約等があります。

② 判断能力の低下により、すでにご自身の財産管理に支障がでたので、これに対処する必要がある方

成年後見制度(すでに本人の判断能力が不十

分になってから) →家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助者)が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分かれています。

必要な書類を集め、申立書類の作成をし、家庭裁判所に申立書類を提出してから審判が下されるまで1~2ヵ月かかりますので、注意が必要です。

以上が後見人制度についての簡単な説明です。

セミナーでは、上記の内容を詳しく勉強いたしました。成年後見制度は、「唯一の方法」、「万能な方法」ではありませんが、ツールの一つです。その他各種遺言や民事信託など組み合わせにより最適な方法が選択できるよう工夫が必要です。認知

症になる前に備えることができる任意後見制度を知らない方がほとんどでした。

これからは、独身の方、お子様のいないご夫婦はもちろんのこと、経営者の皆様に任意後見制度に興味を持っていただき、理解し、積極的に活用する術を得ることが重要であるとセミナーを通して痛感いたしました。

(第2支部 支部長 出澤 素賀子)



* * * * *

地域と経営の未来を創る第2支部 女性会員のための交流会

日時 5月21日(火) 19:00~21:30

場所 JIYUGAOKA PLUS南口店

参加数 11名

JIYUGAOKA PLUS南口店で女性会員のための交流会を開催いたしました。新会員も2名参加いただきました。

美味しい和食をいただきながら、どのようなお

仕事をしているかの自己紹介から始まり、パンフレット持参でお店のPR、セミナー開催のご案内、現在思うこと、または将来の不安そしてその解決策、政治のお話、皆さま思い思いに、幅広い内容の会話が飛び交い、有意義な楽しい時間でした。

来年2月に、皆さまと楽しい時間を共有できるような会を開催いたしますので、ご参加お願いいたします。

(第2支部 女性部会班長 白川 みち子)

第7支部

苔玉教室

日時 5月18日(土) 10:00~

場所 瀬田フラワーランド

参加数 会員13名(一般130名)

5月18日(土)瀬田フラワーランドにて、恒例の苔玉教室を開催いたしました。天気も良く大勢の方々が来場され、ケーブルTVのITSCOM-TVも取材に訪れていました。

中村先生の指導の下、作るだけでなく育て方もレクチャーされ参加者も満足のいく苔玉を作られていました。次回もより多くの参加者に提供できるようにしたいと思います。

また、子どもさんを対象に税金クイズを行い、130名を超える子どもさ

んと保護者の方とが一緒に挑戦しました。消費税の軽減税率についての3択問題で、飲食店内で食事をする場合と、テイクアウトで持ち帰る場合の税率を、大人でも間違える方が多く見受けられました。消費税の軽減税率のチラシを配布して、税知識の普及に努めました。

(第7支部 副支部長 齊藤 浩司)



先生ご指導中!!



多くの方が参加されました

第10支部

未加入及び新入会員懇親・名刺交換会

日時 5月23日(木) 18:30～20:45
場所 「すし三崎丸」用賀東急店
参加数 15名

清々しい心地よい季節の5月の宵、未加入法人与新入会員の方を交え、第10支部の懇親・名刺交換会を和やかな雰囲気の中、18:30より「すし三崎丸」用賀東急店にて開催いたしました。

残念な事に未加入の方は、「仕事で遅くなりそうなので今回は参加出来ず」と連絡がありました。が、今春に入会頂きました新入会員の方を囲んで、総勢15名が参加。第10支部ならではの、老若男女和気あいあいとした雰囲気の中で親睦を深めることができました。

予定しておりました2時間も楽しい談笑の中であっという間に過ぎ、名残りを惜しみながら、次

回の再会を約束し20:45ころにお開きとなりました。

今回参加出来なかった方は、次回の懇親会には是非ご出席ください。楽しいですよ。

(第10支部 総務委員 本間 俊哉)



新入会員の皆様とともに

第1回 支部女性会員懇談会

日時 6月11日(火) 11:45～13:15
場所 寿司築地日本海 桜新町店
参加数 6名

今回は、第10支部の先輩に教えて頂いた桜新町のお店へ足を延ばしてみました。

ゆったり広く居心地が良かったためか話も盛り上がり、つつい長居をしてしまいました。

支部女性会員の結束を図るべく定期的開催致しております。

会員企業の従業員の女性の方も大歓迎ですので、次回の開催時には、是非ご参加ください。次回は

秋頃に開催予定です。

(第10支部 女性部会班長 石田 庸子)



青年部会

東法連青連協第3ブロックゴルフコンペ

日時 5月23日(木) 8:00～
場所 本厚木カンツリークラブ
参加数 5名

毎年開催されている第3ブロックゴルフコンペ、今回は初めてこのコンペに参加される方3名と共に玉川からは松浦副会長も含め、5名にて参加いたしました。天候にも恵まれ、絶好のゴルフ日となりました。今回の会場は、芝の手入れも行き



左から稲田、廣瀬、谷田、小谷さん

届いた素晴らしいゴルフ場で、当番法人会の目黒法人会様にご手配いただき、メンバー以外はプレーができないところでしたので、いい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

結果は、9団体が参加し、その中で3位の成績を納めることができました！！チーム力のいい玉川を結果で見せることができました。また、今回は松浦副会長が青年部会をご卒業されるということで表彰式の最後に皆さんから労いの品をいただいております。皆様のご配慮の素晴らしさに感激です。

東京都の各法人会の方と交流できるいい機会ですので、限定2組（8名）ではありますが、多く

の方にご参加いただきたいと思います。そして今回は優勝目指しましょう！

（青年部会 副副会長 廣瀬 幸子）



松浦さん(左) 祝・卒業！

女性部会

全国女性フォーラム富山大会

日時 4月25日(木) 14:00～26日(金)
場所 富山産業展示館テクノホール
参加数 6名

満開の桜と菜の花に出迎えられ感激の道中から一転、会場に着くころには辺りが霧と雨で真っ白に覆い隠されてしまい、雄大な立山連峰を見る事が叶わず残念でした。それでも、会場内は全国から集まった1,646名の参加者の熱気にあふれていました。

第1部の記念講演では、俳優・映画監督の奥田瑛二氏から「わが映画人生」と題してお話をいただきました。お嬢さんの安藤サクラさんが女優になられるときに、「親は後押しはしない、自分の力で女優になれ」と言葉をかけ、その言葉を励みに立派な女優になったというエピソードが印象的でした。

第2部の式典では、「税に関する絵はがきコンクール」が各地域の租税教育で重要な活動になっ



女性部会 今年も頑張りました

ているので、今後はさらにその取り組みを充実させていく事などを盛り込み、大会宣言をしました。

翌日は立山・黒部アルペンルートを散策の予定でしたが、雨の為車中から雪の壁を見学。黒部ダムへの散策も傘をさしながらという形にはなりましたが、流石そのスケールは圧巻の一言でした。山を降りるころには青空になり、最後は満開のチューリップに見送られながら帰途につきました。

（女性部会 部会長 松野 京子）



黒部ダムにて

アクセサリー講習会

日時 6月19日(水) 13:30～

場所 玉川町会会館

参加数 20名

今年は、第5支部、(株)小島アクセサリー製作所の秋田さんによる、手作りアクセサリーの講習会を開催しました。

梅雨の晴れ間に、楽しくおしゃべりをしながら賑やかに集まった皆さん。それぞれの前には小さな箱に入ったパーツがおかれています。いざ！アクセサリー作りが始まると、今までにぎやかだった会場がシーンと静まり返り、皆さん真剣なまなざしで小さな作業に集中します。キラキラ輝くパールとローズクォーツ、間に入れる小さなピンクのビーズ。どんなアクセサリーができるか、皆さんわくわくしながら口よりも手を動かします！

「指先の作業は、ボケ防止にいいわ！」という人、「糸を通す穴が……！」という人。驚くス

ピードで穴に糸を通す人。それぞれの楽しい思いがこもったブレスレットとネックレスが次々と出来上がっていきました。今日は家に帰って、手作りのアクセサリーを自慢しましょう！！

仕事の合間の楽しいひと時でした。秋田さん、ありがとうございました。

(女性部会 副部会長 田村 尚美)



この熱心な目線……

ゴルフ同好会

ゴルフコンペ開催

日時 6月7日(金) 9:00～

場所 よみうりゴルフ倶楽部

参加数 24名

令和元年初のゴルフコンペを、関東屈指の名門、よみうりゴルフ倶楽部で開催致しました。新宿副都心からわずか30分という交通至便でありながら、多摩丘陵に位置する変化に富んだコース。

OUT6組、24名にて、午前9:17よりスタート。夕方から雨という予報でしたが、玉川法人会のゴルフコンペは必ず雨にみまわれるというジンクス通り、早くもスタート直後から、雨が降り出し本

降りの中のコンペとなりました。

今回は、第8支部上平支部長が趣向を凝らされ、リーダーズ選手権優勝者で、第8支部会員の「LIFEST ARENA」森山 錬ゴルフトレーナーと、トップアマ田邊 美莉さんにもご参加いただき、プロのスイングを目の前で見られるという特典付きのラウンドに、皆さん大盛り上がり！大雨の中、ずぶぬれになってのプレーでしたが、ハーフ30台のスコア続出という、レベルの高いコンペとなりました。

コンペ終了後のパーティーは、第9支部会員の居酒屋ネパール料理「モナルダイニング 用賀」にて行いました。オーナーは来日約20年、市場



名門 よみうりゴルフ倶楽部にて



上平支部長 森下トレーナー 吉田さん 鈴木支部長

で買い付けてきた、新鮮なお魚や野菜をいかした和食やネパール料理を味わえる家庭的なお店です。

主宰の第6支部鈴木準之助支部長、第8支部上平亮支部長、そして、第10支部鈴木康二支部長、第5支部清水明洋支部長のスピーチの後、森山トレーナーより各賞の発表が行われました。

総合優勝 第6支部 矢島 大輔 さん
準優勝 第5支部 清水 明洋 さん
第3位 第8支部 森山 錬 さん
ベストグロ 第8支部 森山 錬 さん



雨にも負けず、風にも負けず！

そして、なんと、ゴルファーにとって夢のエイジシュートを達成された方がいらっしゃいました！「80」をマークされた、日本国内のみならず、海外でも精力的にお仕事をされている、第8支部の吉田 幹雄さん、80歳。夢を形にできるって素晴らしいですね。

雨の中、ご参加くださいました皆さまありがとうございました。

次回も皆さまのご参加をお待ちしております。
(第6支部 広報委員 守永 文子)



共に頑張りました！

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第10支部

会社名：行政書士北條・長縄共同事務所

代表者：北條 健 (ホウジョウ タケシ)

会社所在地：世田谷区経堂2-5-1 いさやビル301

電話/FAX：03-5426-1315 / 03-5426-1316

URL：https://www.kyodo-gyosei.com/

業種：外国人ビザ / 建設業許可等

弊所は外国人ビザと許認可（建設・宅建・産廃等）を得意としております。

許可に関連して気になることがございましたらお

気軽にご連絡ください。

初回相談無料にて承っております。

パートナー行政書士の長縄は会計分野で30年の経験があり、許可に向けて多角的にアプローチできます。



● 広報誌の記事を募集しています ✍️

広報委員会では、各委員会・支部・部会・同好会の諸活動をご紹介するため、広報誌(たまでん BOARD・tamagawa公論)に掲載用の記事を募集しています。

お知らせしたい行事やご案内等がございましたら、毎月15日までに支部広報委員または広報委員会までメールにてご連絡ください。

広報委員会 E-mail: meibun@poem.ocn.ne.jp
(有限会社 明文社内)

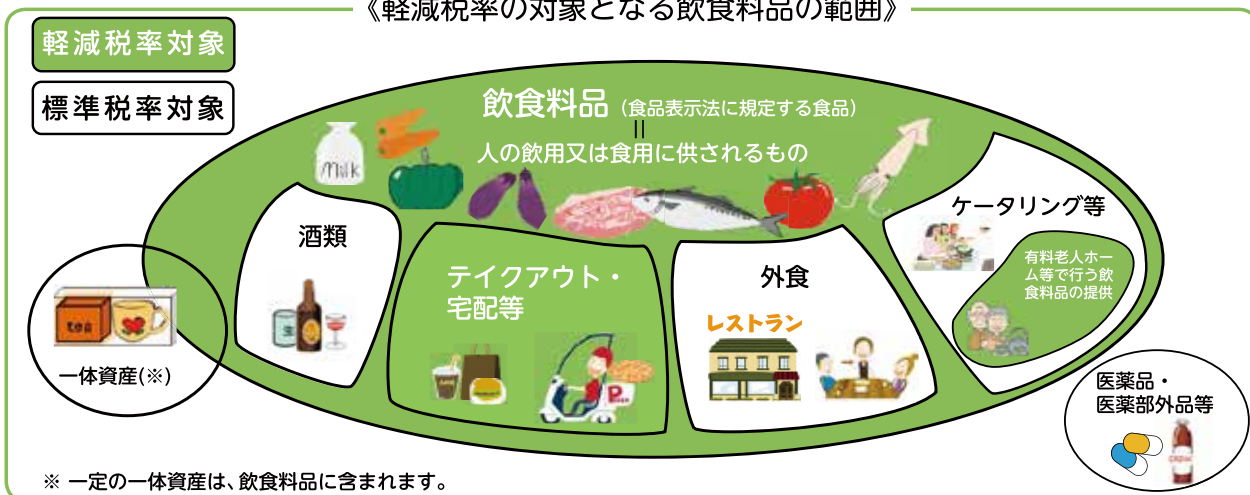
令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- 全ての事業者**
- 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方
 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
 - 飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方
 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
 - 免税事業者の方
 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈令和元年6月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事株 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事株 11月分 食料品	8%	43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			△△商事株
機〇〇御中			令和XX年11月30日
11月分 131,200円(税込み)			
日付	品名	金額	
11/1	魚 ※	5,400円	③
11/1	牛肉 ※	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
合計		131,200円	
	10%対象	88,000	
	8%対象	43,200	
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0120-398-111（無料）
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



玉川税務署から「説明会開催」のお知らせ

「改正直前、今すぐ分かる！消費税軽減税率制度」

- 10月1日の消費税率の引上げと軽減税率制度の導入を間近にひかえ、玉川税務署では以下の日程により説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。
- 各会、説明内容は同一ですので、ご都合に合わせてご参加ください。
- 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。

開催日時		開催地		主催者	留意事項	問合せ先
日	時間	所在地等	定員(約)			
令和1年9月4日(水)	15:00~ 16:30	玉川2-1-7 玉川税務署 (3階会議室)	30名	玉川税務署	事前予約不要です。説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。	玉川税務署 法人課税第1部門 (審理担当) 03-3700-4131 *音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
令和1年9月20日(金)	9:30~ 11:00	玉川2-1-7 玉川税務署 (3階会議室)	30名	玉川税務署	事前予約不要です。説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。	玉川税務署 法人課税第1部門 (審理担当) 03-3700-4131 *音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
令和1年9月20日(金)	15:00~ 16:30	玉川2-1-7 玉川税務署 (3階会議室)	30名	玉川税務署	事前予約不要です。説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。	玉川税務署 法人課税第1部門 (審理担当) 03-3700-4131 *音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
令和1年9月25日(水)	9:30~ 11:00	玉川2-1-7 玉川税務署 (3階会議室)	30名	玉川税務署	事前予約不要です。説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。	玉川税務署 法人課税第1部門 (審理担当) 03-3700-4131 *音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
令和1年9月25日(水)	15:00~ 16:30	玉川2-1-7 玉川税務署 (3階会議室)	30名	玉川税務署	事前予約不要です。説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。	玉川税務署 法人課税第1部門 (審理担当) 03-3700-4131 *音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

都税事務所からのお知らせ

8月広報予定事項のご案内

①8月は個人事業税第1期分の納期です

令和元年9月2日（月）までに、お手元の納税通知書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。また、省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ

問：渋谷都税事務所の個人事業税班 03-5420-1621

②中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

詳細は、主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

問：○中小企業者向け省エネ促進税制について

渋谷都税事務所の各税目担当班 03-5420-1621

主税局課税部（法人）03(5388)2963

主税局課税部（個人）03(5388)2969

○地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について

クール・ネット東京 03(5990)5091

④令和元年10月1日から自動車の税金が変わります

- 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されます
- 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられます

問：課税部計画課自動車税班 03(5388)2954

⑥大法人の電子申告が義務化されます

平成30年度税制改正により、大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。制度の概要についてはHPをご覧ください。

⑦小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

問：土地が所在する世田谷都税事務所 03-3413-7111

⑧耐震化のための建替え又は改修を行った住宅（一定の要件を満たすもの）に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

問：住宅が所在する世田谷都税事務所 03-3413-7111

⑨不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅（一定の要件を満たすもの）に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

問：新築した住宅が所在する世田谷都税事務所 03-3413-7111

⑩都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1～2週間以内に納税証明書を申請する場合は、①領収書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え（受付印のあるもの）（※②は申告税目のみ）の両方を、お近くの都税事務所等の窓口までお持ちください。

問：世田谷都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁
03-3413-7111

⑪インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

東京都主税局では、インターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。

公売参加申込期間：8月16日（金）13時～9月4日（水）23時

入札期間：（動産、自動車）9月10日（火）13時～12日（木）23時

（不動産等）9月10日（火）13時～17日（火）13時

詳細は、HP または下記問合先へ

問：徴収部機動整理課公売班 03（5388）3027

⑫eL T A X電子納税がさらに便利になります

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、eL T A X電子納税がさらに便利になります。

これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が導入されます。

さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能となります。

詳細はeL T A Xホームページをご確認ください。（<http://www.eltax.jp/>）

※9月以降、URL が変更になる予定です。

ライフとワークに潤いを

e 就業 Oasis

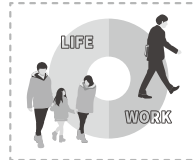
見やすく分かりやすい 勤怠管理システム



勤務報告は
いつでも
どこからでも



休暇の申請や
残日数が
わかりやすい



働き方改革
関連法にも
対応して安心

承認者・管理者が使っても「見やすく分かりやすい」



残業警告機能（アラート／メール）で
長時間労働を抑制



人事部門の業務効率アップ
勤怠や休暇取得状況の把握も簡単に



会社の運用に合わせて
柔軟な設定が可能に



お使いの給与ソフトとも
簡単に連携

この他にも
勤怠管理に必要な
基本機能が充実



《お問い合わせはこちら》



株式会社ニッポンダイナミックシステムズ
e-就業Oasis担当窓口

☎ 03-3439-2002 ✉ solution@nds-tyo.co.jp

🌐 <https://www.nds-tyo.co.jp/e-oasis/>



リフォームから解体工事まで
お住まいの事なら何でもご相談ください!!



網戸1枚
の交換から
承ります!!

お問い合わせ
お見積もりは
お気軽に!!

☎ 03-6411-0477
www.kaisyu-koji.jp



松浦土木株式会社 リフォーム事業部

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見 5-3-2





未来を、創る。夢そして人。

私たち「アベコー」は、建築資材商品を取り扱う専門会社です。

株式会社 **アベコー**

本社 〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋2-11-20 サンタワーズD棟9階 Tel. 03 (5431)7111 (代)

広報委員会

ホームページグループからのお知らせ

法人会会員はおトクなんです！

利用されている方、増えています

TOPページのバナーをクリック！（未入会の方でもご覧いただけます）

おトクが満載！



公益社団法人
玉川法人会

会員特典ご紹介



玉川法人会員であれば、下記の割引や、特典が受けられます。

- ・溝のロムサシポウル(ワイワイセット)
- ・エクセルホテル東急二子玉川
- ・無料法律相談、無料セミナーDVDレンタル
- ・企業情報紹介サービス、余剰在庫の買取
- ・ビジネスゴールドカード年会費永年無料
- ・新車紹介制度
- ・会員特別価格での健康診断の受診 など

スマートフォンTOPページ



2018年の1年間
玉川法人会ホームページにアクセスした方の、約40%がスマートフォンから。
スマートフォンでも見やすいレイアウトを目指します。
ぜひご活用ください！

毎月1回、広報委員会では、「たまでんBOARD」と「ホームページ」を作成、検討しています

各支部、部会より選出された委員の皆様と、毎月1回、会議を行っています。

- ・たまでんBOARDに掲載する内容の検討
- ・ホームページでのPR、表現の是非 など

これからも皆様に玉川法人会の情報を、的確に発信してまいります

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索